

2022年3月14日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目17番22号

**エヴィクサー株式会社**

代表取締役社長CEO **瀧川 淳**

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午後3時（受付開始 午後2時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館9階 第8会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第18期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項  
議決権行使書により議決権を行使される場合において、各議案に対する賛否を表示されないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.evixar.com/>）において、修正後の事項を掲載いたします。

◎株主総会の決議結果につきましては、決議通知の送付に代えて、同ウェブサイトに掲載いたします。

# 事業報告

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、引続き、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な感染拡大が続く中、首都圏や関西圏等を対象とする緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の断続的な発令により、経済・社会活動は相当の制限を受けました。当事業年度末にかけてワクチン接種が進み、感染者数の減少に伴い景気の持ち直しが見られたものの、欧州等での感染再拡大及び新たな変異株の出現により、先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く経営環境については、映画を中心としたエンターテインメント関連は引続き新型コロナウイルス感染症の影響による一部活動制限等を余儀なくされる一方、オンライン配信ライブ等のWithコロナの環境下における新たな需要や既存サービスのDX(デジタルトランスフォーメーション)化への取組み機運の高まりに加えて、コロナ禍の状況にあってもSDGs(持続可能な開発目標)への事業的な取組みは国内においても着実に定着しつつあり、Withコロナ/Afterコロナの世界において、当社がビジョンとして掲げる「人々をより幸せにする音のインターフェース」とその社会課題の解決に向けたチャレンジが、より普遍的な価値を持ち得るとともに、その実現に向けて引続き取り組んでまいりました。

このような環境の下、当事業年度においては、引続き、Withコロナの環境下に対応した既存取組み事業の挺入れを行いつつ、4つの「新技術」(①Webブラウザ対応、②用途追究「収益型ペンライト・グッズ開発」、③パッケージ化によるサービスの輸出入展開、④SDGsに関連する官公庁系助成「専用ハードウェア開発」)に取り組み、将来的な成長に向けた投資を積極的に行いました。

以上の結果、当事業年度の売上高は127,340千円(前事業年度比29.7%増)、営業損失は93,828千円(前事業年度は営業損失103,995千円)、経常損失は122,192千円(前事業年度は経常損失101,161千円)、当期純損失は107,348千円(前事業年度は当期純損失101,451千円)となりました。

なお、当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は1,584千円であり、その主なものはソフトウェア(基幹業務システムのアップデート)803千円であります。

### (3) 資金調達の状況

東京証券取引所TOKYO PRO Marketへの株式上場に伴う株式の発行により、110,160千円(払込金額1株につき1,200円)の資金調達を行いました。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社の更なる成長及び経営基盤の安定・強化を図っていくために、今後の事業展開において以下の事項を対処すべき課題と認識し、対応に取り組んでまいります。

① 収益基盤の強化及び当社技術の用途拡充

当社は、音の信号処理に基づくソフトウェアの研究開発を事業の中心に据え、独自のアルゴリズムの開発を行っております。エンターテインメント分野のダイバーシティ対応、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うWithコロナの環境下におけるオンライン配信ライブに対応した演出連動ペンライト・グッズの収益モデル化など徐々にニーズが顕在化し、それに対するソリューションの提供からストック売上（継続売上）を確保しつつありますが、事業計画としてはより幅広いニーズを求めて未だ提案フェーズにあります。提案フェーズでは効率的に実証（PoC、Proof of Concept）を積み上げながら、当社技術を従来のアプリケーションからWebブラウザ対応させるなど汎用性を強化し、その実証からニーズが顕在化した分野においては部分的な技術提供にとどまらず、アプリケーションやサービス全体を設計・開発・提供し定着させるというサイクルを回しております。

現状の損益状況としましては、ストック売上（継続売上）がニーズの拾い上げとソリューション開発投資をカバーするまでには至っておらず、営業損失及び当期純損失の収益構造となっております。

引続き、足下の収益基盤である映画関連を中心としたエンターテインメント分野の事業展開の拡充を図るとともに、アライアンス戦略を含め、当社の技術を活かすことができる、いわゆるIoT分野又は産業インフラ分野等への事業展開を図っていくことにより、収益を伸長させるべく、取り組んでまいります。

今後は、事業計画の精緻化と予実管理の徹底化を進め、より一層の収益基盤の強化及び収益規模の拡大、ひいては、単年度損益の黒字化及び累積損失の解消を図ってまいります。

## ② 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社の今後の更なる成長のためには、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の定着と能力の底上げを図っていくとともに、事業計画に基づいた採用活動を通じて、当社の経営理念に合致する又は組織をより強固にする新たな人材の登用を進めてまいります。

## ③ 内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大及び成長を見込んでおり、拡大・成長に応じた内部管理体制の整備・強化が不可欠であり、経営上の重要課題であると認識しております。

このような認識の下、当社は、2020年8月19日に従前の監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役会の構成の過半数を社外取締役（監査等委員）とし、定款の定めに基づく重要な業務執行の決定（会社法において委任することができないと定められているものを除く。）の取締役への委任並びに執行役員制度及び技術専門役員制度の導入により、経営の監督と執行の分離を図り、取締役会による業務執行に対するモニタリング機能並びに監査・監督機能を強化してまいりました。

引続き、監査等委員会を中心として、内部監査機能及び会計監査人との連携並びに三様監査を通じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

区分	第15期 2018年12月期	第16期 2019年12月期	第17期 2020年12月期	(当事業年度) 第18期 2021年12月期
売上高 (千円)	156,987	142,553	98,214	127,340
経常損失 (△) (千円)	△28,332	△29,539	△101,161	△122,192
当期純損失 (△) (千円)	△33,322	△54,412	△101,451	△107,348
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△14.81	△22.62	△38.72	△40.93
総資産 (千円)	180,246	273,184	282,345	249,302
純資産 (千円)	10,210	140,798	37,506	40,317
1株当たり純資産額 (円)	4.54	53.74	14.32	14.87

(注) 1. 当社は、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算出しております。

2. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社は、音の信号処理に基づくソフトウェア（音響通信／「音」の同期、認証技術等）の研究開発及びこれらの成果に基づく独自の音響通信ソリューションの提供を主な事業としております。

(12) 主要な事業所（2021年12月31日現在）

本社 東京都中央区

(13) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	4名増	37.9歳	5.0年

(注) 1. 上記従業員数は就業人員数（執行役員及び技術専門役員を含む。ただし、取締役であるものを除く。）であり、臨時従業員は含まれておりません。

2. 当社は、「音響通信ソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(14) 主要な借入先（2021年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	61,654千円
城南信用金庫	44,436
株式会社商工組合中央金庫	33,350
株式会社三井住友銀行	15,954
株式会社みずほ銀行	10,000
株式会社きらぼし銀行	5,298

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年12月22日をもって、東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 10,000,000株

(注) 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は9,990,000株増加し、10,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 2,711,800株

(注) 1. 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,619,476株増加し、2,620,000株となっております。

2. 2021年12月22日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式上場し、本上場に伴う株式の発行により、91,800株増加しております。

(3) 株主数 24名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 多 喜 川 カ ン パ ニ ー	950,000株	35.03%
瀧 川 淳	499,900	18.43
株 式 会 社 リ コ ー	200,000	7.38
山 科 誠	175,000	6.45
西 河 洋 一	150,000	5.53
株 式 会 社 デ ィ ー ネ ッ ト	100,000	3.69
株 式 会 社 ユ ー テ イ マ ネ ジ メ ン ト	100,000	3.69
NIPPON GAO GROUP LIMITED	100,000	3.69
ウ エ ス ト リ バ ー 株 式 会 社	83,300	3.07
株 式 会 社 博 報 堂 DY ホ ー ル デ ィ ン グ ス	65,000	2.40
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	65,000	2.40

(注) 自己株式は保有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

		第2回新株予約権	第4回新株予約権		
発行決議日		2016年3月30日	2021年4月14日		
新株予約権の数		50個 (注) 1	23個 (注) 2		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 250,000株 (新株予約権1個につき5,000株)	普通株式 115,000株 (新株予約権1個につき5,000株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり2,000,000円 (1株当たり400円)	新株予約権1個当たり2,500,000円 (1株当たり500円)		
新株予約権の行使期間		2018年3月31日から 2026年3月30日まで	2023年4月15日から 2031年3月23日まで		
新株予約権の行使の条件		(注) 3	(注) 3		
役員 の 保有状況	取締役(監査等委員である取締役を除く。)	新株予約権の数	30個	新株予約権の数	—
		目的となる株式の数	150,000株	目的となる株式の数	—
		保有者数	1名	保有者数	—
	監査等委員である取締役	新株予約権の数	—	新株予約権の数	5個
		目的となる株式の数	—	目的となる株式の数	25,000株
		保有者数	—	保有者数	3名

(注) 1. 当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、30個であります。(当事業年度における当社役員による行使はありません。)

2. 当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、5個であります。(当事業年度における当社役員による行使はありません。)

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にななければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の一部を行使することはできない。
- ④ その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権		
発行決議日		2021年4月14日	2021年10月13日		
新株予約権の数		23個 (注) 1	40,000個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 115,000株 (新株予約権1個につき5,000株)	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき1株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり2,500,000円 (1株当たり500円)	新株予約権1個当たり500円 (1株当たり500円)		
新株予約権の行使期間		2023年4月15日から 2031年3月23日まで	2023年10月14日から 2031年9月29日まで		
新株予約権の行使の条件		(注) 2	(注) 2		
使用人等 への交付 状況	執行役員・技術専門 役員 (取締役である ものを除く。)	新株予約権の数	8個	新株予約権の数	—
		目的となる株式の数	40,000株	目的となる株式の数	—
		交付対象者数	1名	交付対象者数	—
	その他当社使用人等	新株予約権の数	10個	新株予約権の数	40,000個
		目的となる株式の数	50,000株	目的となる株式の数	40,000株
		交付対象者数	5名	交付対象者数	4名

(注) 1. 当該新株予約権の数のうち、当社使用人等に対する付与数は、18個であります。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において当社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない。ただし、当社又は当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、新株予約権割当契約の定めるところに従って、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の一部を行使することはできない。
- ④ その他の条件については、当社と付与対象者との間において締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2021年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	瀧川 淳	CEO (Chief Executive Officer)、事業全般の統括 日本原価計算研究学会 常任理事 一般社団法人日本開発工学会 理事 一般社団法人デジタルリスク協会 理事
取締役	鈴木 久晴	執行役員 COO (Chief Operating Officer) 兼 CTO (Chief Technology Officer)、事業本部 本部長 東京藝術大学 非常勤講師 音響芸術専門学校 非常勤講師 建築学会音響数値解析小委員会 委員
取締役 (監査等委員)	林 功 司	公認会計士・税理士 林公認会計士事務所 代表 合同会社クロスアカウンティング 代表社員
取締役 (監査等委員)	眞家 茂樹	弁護士 名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所 パートナー
取締役 (監査等委員)	伊東 政紀	株式会社キュードーガ 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役(監査等委員)林功司、眞家茂樹及び伊東政紀は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)眞家茂樹の戸籍上の氏名は、橋本茂樹であります。
3. 取締役(監査等委員)林功司は、公認会計士及び税理士であり、監査法人での監査経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)眞家茂樹は、弁護士であり、企業法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、監査等委員会を主体として内部統制システムを活用した組織的監査を実施しており、監査等委員会の職務を補助する担当者を配置するとともに、監査等委員が取締役会及び執行役員会等の重要な会議への出席を通じて情報の収集を行うほか、内部監査担当部門等との緊密な連携を図ることにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員は選定しておりません。
6. 当社は、監査等委員会設置会社としての体制の下、定款の定めに基づく重要な業務執行の決定(会社法において委任することができないと定められているものを除く。)の取締役への委任により、経営の監督と執行の分離を図るとともに、執行機能を強化するため執行役員制度及び技術専門役員制度を導入しており、2021年12月31日現在の取締役を兼務しない執行役員及び技術専門役員は、以下のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	渡辺 真次郎	CFO (Chief Financial Officer)、社長室長
技術専門役員	長 友 康 彦	CRO (Chief Research Officer)、研究開発部フェロー

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。以下、同じ。）との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款に基づき、監査等委員である取締役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

##### （基本方針）

当社の取締役の報酬等は、企業価値の向上を促すとともに、各取締役の職責や貢献に見合った適正な水準とすることを基本方針とし、その構成は、当社の成長フェーズ、現状における業績及び財政状態等に鑑み、月例の確定額かつ金銭による固定報酬及び非金銭報酬であるストックオプション報酬とする。

##### （固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等）

固定報酬の額は、月例の確定額かつ金銭による固定報酬とし、株主総会で決議された総枠の範囲内で、各取締役の役位、職責、当社の業績、一般的な報酬水準及び従業員給与等を考慮のうえ、総合的に勘案して決定する。

##### （非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針等）

非金銭報酬であるストックオプション報酬は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、当社の成長フェーズ、当社の業績、財務状態及び資本政策等を総合的に勘案して、適切な時期に取締役に対して当社の新株予約権を付与する。付与する新株予約権は、権利行使価額を新株予約権の割当てに係る契約の締結時における当社の株式1株当たりの価額に相当する金額以上とし、行使期間を付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過するまでの期間とする、租税特別措置法第29条の2の要件に該当する新株予約権（いわゆる税制適格ストックオプション）とし、各取締役への新株予約権の付与個数は、各取締役の役位、職責、当社の業績、一般的な報酬水準及び従業員給与等を考慮のうえ、総合的に勘案し、株主総会で決議された範囲内において発行及び割当の都度、取締役会の決議により決定する。

##### （報酬等の種類ごとの個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針）

固定報酬（金銭報酬）の額と非金銭報酬の額の割合については、当社の成長フェーズ、当社の業績、財政状態及び資本政策等を総合的に勘案して、取締役に対して適切なインセンティブを付与することができる比率に設定する。

#### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の固定報酬（金銭報酬）の限度額については、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は2名であります。

監査等委員である取締役の固定報酬（金銭報酬）の限度額については、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、総額として年額10,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の固定報酬（金銭報酬）の決定については、原則として毎年、定時株主総会の直後に開催される取締役会において、取締役会の構成の過半数を占める監査等委員である取締役全員の出席の下で審議のうえ、取締役会の決議により代表取締役社長CEOである瀧川淳に委任しております。これは、当社の業績や成長フェーズ、事業計画等を踏まえつつ、各取締役の職責や実績等を総合的に勘案して評価を行う者として、当社の創業者かつ代表取締役社長CEOである瀧川淳が最も適任であるからであります。

なお、監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員会における協議により決定しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	27,000 (-)	27,000 (-)	- (-)	- (-)	2 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3,600 (3,600)	3,600 (3,600)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	30,600 (3,600)	30,600 (3,600)	- (-)	- (-)	5 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、取締役を兼務しない執行役員（委任型）の報酬等は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、2名であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額については、2020年8月19日開催の臨時株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等については、前記③のとおり、取締役会の構成の過半数を占める監査等委員である取締役全員の出席の下で審議のうえ、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長CEOである瀧川淳が決定したものであります。取締役会としましては、過年度の報酬水準等並びに当社の業績及び各取締役の業績等に対する貢献度に鑑み、前記①の決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役 (監査等委員)	林 功 司	林公認会計士事務所 代表 合同会社クロスアカウンティング 代表社員	特別の関係は ありません。
取 締 役 (監査等委員)	眞家 茂樹	名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所 パートナー	特別の関係は ありません。
取 締 役 (監査等委員)	伊東 政紀	株式会社キュードーガ 代表取締役社長	特別の関係は ありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	林 功 司	当事業年度において開催された取締役会15回のうち15回（出席率100%）及び監査等委員会14回のうち14回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に公認会計士・税理士としての業務における豊富な知見・経験に基づく専門的見地からの適宜の発言を行うほか、監査等委員長として週次開催の執行役員会への陪席並びに内部監査責任者及び会計監査人との連携を通じて、取締役会が担う監督機能の実効性の担保に必要な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	眞家 茂樹	当事業年度において開催された取締役会15回のうち15回（出席率100%）及び監査等委員会14回のうち14回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての業務における豊富な知見・経験に基づく専門的見地からの適宜の発言を通じて、取締役会が担う監督機能の実効性の担保に必要な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	伊東 政紀	当事業年度において開催された取締役会15回のうち15回（出席率100%）及び監査等委員会14回のうち14回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主にIT分野における経営者としての豊富な知見・経験に基づく専門的見地からの適宜の発言を通じて、取締役会が担う監督機能の実効性の担保に必要な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東光監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性、専門性、職務執行体制等を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるなど、会計監査人の変更の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東光監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、監査等委員会設置会社としての体制の下、2020年10月14日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の定めに基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制システム」という。）に係る基本方針を決議しております。

内部統制システムの基本方針の内容は、以下のとおりであります。

- ① 取締役、執行役員・技術専門役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令遵守の意識の下、法令及び定款その他社内諸規程等に則った職務執行を行う。
  - ・業務分掌及び職務権限を定めて権限と責任を明確化するとともに、各種の社内規程等及び決裁制度を整備し、各部門における業務執行の体制を構築するとともに、これらの遵守を徹底する。
  - ・取締役会は、職務執行の適法性及び妥当性を担保するべく、経営の基本方針を決定した上で、取締役の職務執行並びに執行役員・技術専門役員及びその他使用人の業務執行の監督を行う。
  - ・監査等委員及び監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行及び執行役員・技術専門役員の業務執行を監査する。
  - ・内部監査担当部門を設け、業務の適正性に関する内部監査を行う。
  - ・社内外の窓口につながるホットラインを設け、相談や通報の仕組み（以下、「内部通報制度」という。）を構築し、社内において周知する。
  - ・法令違反行為が発見された場合には、取締役会及び執行役員会において迅速に情報・状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
  - ・社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で臨み、一切の関係を排除する。
- ② 取締役及び執行役員・技術専門役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会及び執行役員会等の重要な会議の議事録その他取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）等について、法令及び文書管理規程等の定めるところに従って適切に保存・管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
  - ・特定個人情報等取扱規程その他の規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役及び執行役員・技術専門役員は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、適切なリスク管理体制を構築し、運用する。
  - ・当社の事業活動に関連して生じうる損失の危険については、一元的に執行役員会における議題として集約し、リスクの把握・特定・分析評価・対応措置等の一連のリスク管理活動について機動的かつ多面的に審議することにより、リスク管理の実効性を確保するとともに、執行役員会において定期的にリスク管理体制の見直しを図る。また、重大な事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として危機管理に当たる体制とする。
  - ・内部監査担当部門は、内部監査を通じて各部門のリスク管理状況を把握し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ④ 取締役及び執行役員・技術専門役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会設置会社である当社においては、法令及び定款その他社内諸規程等により取締役会の専決事項と定められている事項以外の業務執行の決定を代表取締役社長その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することにより経営の監督機能と執行機能を分離する。
  - ・執行機能の強化を図るため、執行役員制度及び技術専門役員制度を導入する。各執行役員及び技術専門役員は、取締役会において選任され、取締役会で決定した方針及び執行役員会での決定事項並びに代表取締役社長の指示の下、取締役会の決議及び社内諸規程等により定められた権限に基づき、担当業務の意思決定を行い、業務を執行する。
  - ・業務執行に関する意思決定を機動的に行うため、重要な業務執行の決定については審議・決議機関である執行役員会の決議、その他の事項については稟議手続を経た上で業務を執行する。
  - ・取締役会は、月に1回定期的に、又は必要に応じて随時開催し、年度予算及び中期経営計画等を含めた経営の基本方針を決定し、月次での進捗管理を通じて取締役の職務執行及び執行役員・技術専門役員の業務執行を監督する。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人に関する指示の実効性確保に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会の職務については、内部監査担当部門がこれを補助する。
  - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、適切な人員配置を行う。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
  - ・補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、専ら監査等委員会の指揮命令下で業務を行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人からの指揮命令は受けない。

- ・補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の事前の同意を要するものとする。

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して説明又は報告を求めることができる。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社の業務又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議で決議された事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況等を監査等委員会に報告する体制を整備するとともに、監査等委員会が適時適切に情報収集を行えるように協力する。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第、直ちに監査等委員会に報告する。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して、監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員がその職務の執行について、当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済等を請求したときは、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでないこと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。
- ・監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行うとともに、直接的に業務執行の状況を把握する。
- ・監査等委員は、執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・技術専門役員及びその他使用人に対して、業務の執行状況の説明又は報告を求めるほか、必要に応じて業務及び財産の状況を調査することができる。
- ・監査等委員会は、組織的かつ実効的な監査を実施すべく、内部監査担当部門と随時かつ定期的に情報共有及び意見交換を行い、緊密な連携を図る。内部監査の年間計画については監査等委員会による事前の同意を要し、監査等委員会は、内部監査担当部門から定期的に内部監査の実施状況及びその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、内部監査担当部門に対して、内部監査

計画の変更、追加の監査又は必要な調査等の実施を勧告又は指示することができる。

- ・ 監査等委員会は、内部監査担当部門との連携に関して、監査等委員会による監査の実効性を阻害する事情が認められる場合、代表取締役社長又は取締役会に対してその是正を求めることができるとともに、内部監査担当部門に対する指示に関して、代表取締役社長と監査等委員会との間に齟齬が生じた場合、内部監査担当部門は監査等委員会の指示に従わなければならない。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行うとともに、会計監査及び内部統制監査の状況を把握する。
- ・ 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家を利用することができる。その場合、当該利用が監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、当社が当該費用を負担する。

#### ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、金融商品取引法その他の法令に基づき、当社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、その有効性を評価する。
- ・ 内部監査担当部門は、内部監査を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備及び不備の改善状況を含む。）を把握・評価し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ・ 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

#### ⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除規程等の関係規程等を整備するなどして反社会的勢力排除のための体制を構築し、外部機関とも密接に連携しつつ、全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度においては、内部統制システムの基本方針に掲げた体制を整備するとともに、本基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ・ 取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない監査等委員である取締役3名（全員社外）が開催された取締役会に出席し、適宜意見を述べました。
- ・ 監査等委員会設置会社としての体制の下、執行役員制度を導入するとともに、代表取締役社長と執行役員により構成させる執行役員会を週次で開催しております。執行役員会においては、定款の定めに基づき取締役会から代表取締役社

長に委任されている重要な業務執行の決定（会社法において委任することができないと定められているものを除く。）その他経営上の重要事項に関する審議を行うとともに、当社及び当社の事業を取り巻くリスク情報を集約のうえ、リスクマネジメントを行っております。なお、執行役員会には、監査等委員長が毎回陪席しております。

- ・ 監査等委員会を14回開催しております。監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、監査等委員長が執行役員会に出席するほか、内部監査担当部門との緊密な連携を図ることにより、執行役員会における審議状況及び意思決定過程並びに業務執行取締役及び執行役員の業務執行状況を監査・監督しております。また、監査等委員会は、会計監査人との間で会計監査前に監査方針・監査計画等について意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施状況等についても情報交換を行い、相互に連携を図ってまいりました。
- ・ 内部監査担当部門は、監査等委員会の同意を得た内部監査計画に基づき、業務執行における法令及び定款並びに社内諸規程等の遵守状況について、内部監査を実施しております。
- ・ 問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報規程の制定により内部通報制度を整備し、社内及び社外に通報窓口を設置しております。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	220,014	流 動 負 債	90,412
現金及び預金	198,703	買 掛 金	854
売 掛 金	15,150	短 期 借 入 金	10,000
仕 掛 品	1,243	1年内返済予定の長期借入金	44,180
未 収 入 金	0	未 払 金	29,189
前 払 費 用	4,911	未 払 法 人 税 等	1,989
そ の 他	5	未 払 消 費 税 等	438
固 定 資 産	29,287	前 受 金	224
有 形 固 定 資 産	1,383	預 り 金	3,535
建 物 附 属 設 備	115	固 定 負 債	118,572
工 具、器 具 及 び 備 品	1,268	長 期 借 入 金	116,512
無 形 固 定 資 産	6,245	長 期 預 り 保 証 金	2,060
ソ フ ト ウ ェ ア	6,245	負 債 合 計	208,984
投 資 そ の 他 の 資 産	21,658	(純 資 産 の 部)	
長 期 預 金	20,000	株 主 資 本	40,317
差 入 保 証 金	1,119	資 本 金	298,580
そ の 他	539	資 本 剰 余 金	238,580
		資 本 準 備 金	238,580
		利 益 剰 余 金	△496,842
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△496,842
		繰 越 利 益 剰 余 金	△496,842
		純 資 産 合 計	40,317
資 産 合 計	249,302	負 債 及 び 純 資 産 合 計	249,302

# 損 益 計 算 書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		127,340
売 上 原 価		34,379
売 上 総 利 益		92,961
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		186,789
営 業 損 失		93,828
営 業 外 収 益		
補 助 金 収 入	2,754	
受 取 清 算 金	5,490	
そ の 他	434	8,678
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,152	
支 払 保 証 料	427	
株 式 交 付 費	10,735	
上 場 関 連 費 用	24,727	37,042
経 常 損 失		122,192
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	15,133	15,133
税 引 前 当 期 純 損 失		107,058
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	290	
法 人 税 等 調 整 額	—	290
当 期 純 損 失		107,348

# 株主資本等変動計算書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当事業年度期首残高	243,500	183,500	183,500	△389,493	△389,493	37,506	37,506
事業年度中の変動額							
新株の発行	55,080	55,080	55,080			110,160	110,160
当期純損失 (△)				△107,348	△107,348	△107,348	△107,348
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	55,080	55,080	55,080	△107,348	△107,348	2,811	2,811
当事業年度末残高	298,580	238,580	238,580	△496,842	△496,842	40,317	40,317

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法並びに2016年以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	4～7年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社使用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 繰延資産の処理方法

#### (1) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりであります。

### 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、次のとおりであります。

### 固定資産の減損損失の認識の要否

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産 7,628千円

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、継続的に営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、回収可能性のテストを行っております。

回収可能性のテストの結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額7,628千円（有形固定資産1,383千円、無形固定資産6,245千円）を上回ると判断したため、減損損失は計上しておりません。

## 貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産

長期預金	20,000千円
計	20,000千円

上記に対応する債務は、次のとおりであります。

短期借入金	10,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,980 〃
長期借入金	925 〃
計	12,905千円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,326千円

#### 3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2021年12月31日)
当座貸越極度額	10,000千円
借入実行残高	10,000 〃
差引額	一千円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 2,711,800株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数  
該当事項はありません。
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数  
普通株式 280,000株  
(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

### 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	520
減価償却超過額	207
税務上の繰越欠損金	147,964
繰延税金資産小計	148,692
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△147,964
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△727
評価性引当額小計	△148,692
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、増資及び銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、差入保証金は、本社オフィスの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、運転資金又は設備投資等に係る資金調達であります。営業債務及び借入金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、与信管理規程に従って、取引先別に与信限度額を定めるとともに、回収期日及び残高を管理するとともに、入金状況を事業部門と随時共有しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減、早期対応を図っております。

##### ② 営業債務及び借入金に係る流動性リスクの管理

適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

((注) 2. 参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	198,703	198,703	—
(2) 売掛金	15,150	15,150	—
(3) 長期預金	20,000	19,997	△2
資産計	233,853	233,850	△2
(1) 買掛金	854	854	—
(2) 未払金	29,189	29,189	—
(3) 短期借入金	10,000	10,000	—
(4) 長期借入金	160,692	153,708	△6,983
負債計	200,735	193,751	△6,983

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期預金

長期性定期預金の時価については、新規に同様の預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算出する方法によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差入保証金(貸借対照表計上額1,119千円)及び長期預り保証金(貸借対照表計上額2,060千円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	198,703	—	—	—
売掛金	15,150	—	—	—
長期預金	—	20,000	—	—
合計	213,853	20,000	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	10,000	—	—	—	—	—
長期借入金	44,180	33,158	26,868	24,224	21,512	10,750
合計	54,180	33,158	26,868	24,224	21,512	10,750

持分法損益等に関する注記

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	瀧川 淳	被所有 直接18.4% 間接35.0%	当社代表取締役	当社の銀行借入に対する債務被保証	40,157	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 金融機関からの借入に対して債務保証を受けており、取引金額には当事業年度末日における保証残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 14円87銭
- 1 株当たり当期純損失 (△) △40円93銭

(注) 当社は、2021年9月30日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算出しております。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 収益認識に関する注記

当社は、音の信号処理に基づくソフトウェア(音響通信/「音」の同期、認証技術等)の研究開発及びこれらの成果に基づく独自の音響通信ソリューションの提供を主な事業としております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点は、以下のとおりであります。

### 1. ライセンス供与による収益

当社は、顧客との契約に基づき、当社が開発した技術に関するライセンスを供与しております。当該ライセンスは使用権の供与であり、顧客において当該ライセンスの使用が可能となることにより主な履行義務が充足されると判断しており、ライセンスを供与した時点で収益を認識しております。

### 2. 役務の提供から生じる収益

当社は、顧客との契約に基づき、スマートフォン・アプリケーションのカスタマイズ等の役務の提供を行っております。当該役務の提供が完了することにより主な履行義務が充足されると判断しており、役務の提供の完了時点で収益を認識しております。

## その他の注記

### 1. 資産除去債務

当社は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

### 2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、会計上の見積りを行う上での参考となる前例がなく、その収束時期等についても統一的な見解がないため、今後の当社の事業活動及び業績への影響を予測することは極めて困難ではありますが、一定の仮定に基づいて固定資産の減損の判定等の会計上の見積りを実施し、会計処理に反映しております。一定の仮定としては、翌事業年度においても引続き新型コロナウイルス感染症が経済・社会活動に及ぼす影響は継続し、先行きは依然として不透明な状況にあるものの、当事業年度における影響度合い及びWithコロナの環境下における取組みや実績を踏まえ、今後の当社の事業活動及び業績への影響度合いについては同水準で推移しつつ、一定期間後に徐々に収束に向かっていくものとして、固定資産の減損の判定等について会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済・社会活動への影響については不確定要素が多く、上記の仮定に変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 当社の会計監査人でありましたPwC京都監査法人との間の監査報酬の精算について

当社は、当社の会計監査人でありましたPwC京都監査法人との間の監査契約を2020年12月16日付で合意解除しております。前事業年度においては、同監査法人に対する報酬等の額について、当初の監査契約に基づく最大額として、当社から同監査法人に対して支払済みの金額を費用計上しておりましたが、協議の結果、同監査法人による業務の適正性、合意解除後の一連の経緯や時間の経過等の諸般の事情を勘案し、2021年6月11日付の合意書に基づき、同監査法人から当社に対して、「清算金」として6,039千円（税込）が支払われております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

エヴィクサー株式会社  
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 明 充<sup>Ⓔ</sup>  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 照 井 慎 平<sup>Ⓔ</sup>  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エヴィクサー株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制に関わる部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

エヴィクサー株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 林 功 司 ㊟

監 査 等 委 員 眞 家 茂 樹 ㊟

監 査 等 委 員 伊 東 政 紀 ㊟

（注） 監査等委員林功司、眞家茂樹及び伊東政紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第13条 (条文省略)	第1条～第13条 (現行どおり)
<u>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

(新設)

第14条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条～第45条 (条文省略)

第15条～第45条 (現行どおり)

(新設)

附 則

(新設)

変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第14条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下、「施行日」という。) から効力を生じるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任につき、ご承認をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1 (再任)	<p>たきがわ あつし 瀧川 淳 (1979年11月12日生)</p>	<p>2003年7月 Wisehyun Co., Ltd. (韓国) 理事 (日本事務所長) 2004年3月 当社設立 代表取締役社長 2020年8月 当社代表取締役社長CEO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本原価計算研究学会 常任理事 一般社団法人日本開発工学会 理事 一般社団法人デジタルリスク協会 理事</p>	499,900株
2 (再任)	<p>すずき ひさはる 鈴木 久晴 (1979年5月17日生)</p>	<p>2007年4月 九州大学大学院芸術工学研究科COE 学術研究員 2008年4月 当社入社 研究開発事業部 事業部長 2013年6月 当社取締役 (現任) 2020年7月 当社事業本部 本部長 (現任) 2020年8月 当社執行役員COO兼CTO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東京藝術大学 非常勤講師 音響芸術専門学校 非常勤講師 建築学会音響数値解析小委員会 委員</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社の監査等委員会は、本議案における全ての取締役候補者は妥当であると判断しております。
3. 取締役候補者とした理由
- ① 瀧川淳氏は、当社の創業者であり、当社設立以来一貫して当社代表として当社の経営及び事業を牽引してまいりました。今後の当社の更なる成長と企業価値の向上のためには、引続き同氏が当社の経営及び事業を牽引することが必要不可欠であると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。
  - ② 鈴木久晴氏は、当社入社以来、長年にわたり当社技術の研究開発を牽引するとともに、当社技術の事業化を推進してまいりました。今後の当社の更なる成長と企業価値の向上のためには、引続き同氏が当社の研究開発及び当社技術の事業化の先頭に立つことが必要不可欠であると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、2020年8月19日開催の臨時株主総会において選任され、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任につき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1 (再任)	林 功司 (1973年9月3日生)	2001年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 入所 2005年7月 公認会計士登録 2011年1月 税理士登録 2011年7月 林公認会計士事務所設立 代表（現任） 2018年8月 合同会社クロスアカウンティング設立 代表社員 （現任） 2020年8月 当社取締役・監査等委員（現任）	一株
2 (再任)	眞家 茂樹 (1977年4月20日生)	2002年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 森・濱田松本法律事務所入所 2003年6月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）へ登録替え 城綜合法律事務所入所 2013年4月 名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所入所 パートナー（現任） 2020年8月 当社取締役・監査等委員（現任）	一株
3 (再任)	伊東 政紀 (1976年7月25日生)	2000年4月 株式会社まぐまぐ入社 2007年3月 株式会社キュードーガ設立 代表取締役（現任） 2015年3月 当社取締役 2020年8月 当社取締役・監査等委員（現任）	5,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林功司氏、眞家茂樹氏及び伊東政紀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 眞家茂樹氏の戸籍上の氏名は、橋本茂樹であります。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- ① 林功司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有するとともに、監査法人及び会計事務所における豊富な経験から、財務及び会計並びに税務に関する十分な知見を有しております。同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の専門性を通じて培われた知見と豊富な経験に基づき、当社取締役会によるモニタリング機能を中心としたコーポレート・ガバナンスの充実・強化、ひいては企業価値の向上への貢献を期待できるものと判断し、引続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - ② 眞家茂樹氏は、弁護士の資格を有するとともに、法律事務所における豊富な経験から、企業法務全般に関する十分な知見を有しております。同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の専門性を通じて培われた知見と豊富な経験に基づき、当社取締役会によるモニタリング機能を中心としたコーポレート・ガバナンスの充実・強化、ひいては企業価値の向上への貢献を期待できるものと判断し、引続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - ③ 伊東政紀氏は、創業経営者としてインターネット業界において長年にわたる企業経営及び事業運営の経験を有するとともに、2015年3月以降、当社社外取締役としての関与を通じて当社の経営及び事業内容等を深く理解されております。企業経営及び事業運営の経験並びに当社の事業に対する深い理解に基づき、当社取締役会によるモニタリング機能を中心としたコーポレート・ガバナンスの充実・強化、ひいては企業価値の向上への貢献を期待できるものと判断し、引続き監査等委員である社外取締役として選任をお願い

するものであります。

5. 林功司氏、眞家茂樹氏及び伊東政紀氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。当社は2020年8月19日開催の臨時株主総会の決議によって監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、3名とも同総会において新たに監査等委員である社外取締役として選任されており、在任期間は本総会終結の時をもって1年8か月となります。なお、伊東政紀氏については、同総会終結以前は、上記のとおり、2015年3月より当社社外取締役でありました。当該社外取締役としての在任期間と上記の監査等委員である社外取締役としての在任期間を合わせると、その在任期間は7年となります。
6. 当社は、林功司氏、眞家茂樹氏及び伊東政紀氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結しております。各候補者の選任が承認可決された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

以上

# Memo

A series of horizontal dashed lines for writing.

# Memo

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館9階 第8会議室



## 会場最寄駅

東京メトロ 東西線・日比谷線 茅場町駅 8番出口直結  
東京メトロ 銀座線・東西線、都営浅草線 日本橋駅 D2出口 徒歩5分  
J R東京駅 八重洲北口 徒歩10分

駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。